

(目的)

第1条 この要綱は、那須町災害対策本部条例(昭和42年条例第4号)に規定する那須町災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するに至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うことを目的とする。

(設置)

第2条 那須町災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 那須町に震度5弱及び5強の地震が発生したとき。
- (2) 気象警報その他災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれがある場合又は災害が発生したとき。

2 警戒本部は役場庁舎内に置く。

(所掌業務)

第3条 警戒本部は次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

(組織)

第4条 警戒本部は、災害警戒本部長(以下「本部長」という。)、災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)及び災害警戒本部員(以下「本部員」という。)をもって構成する。

2 本部長に副町長を、副本部長に教育長を、本部員は別表に掲げる職員にあるものをもって充てる。

(本部会議)

第5条 警戒本部に本部会議を置く。

- 2 本部長は本部会議を招集し、これを主宰する。
- 3 本部長は本部会議で協議し又は決定した重要な事項について町長に報告するものとする。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本部長は必要と認めるときは、防災関係機関の職員に対し本部会議に出席を求めることができる。

(警戒体制)

第6条 警戒本部は災害の警戒にあたるため警戒課を指定し警戒体制をとるものとする。

2 警戒課は次のとおりとする。

- (1) 総務課
- (2) 建設課
- (3) 農林振興課
- (4) 上下水道課
- (5) 保健福祉課
- (6) 学校教育課

3 警戒課は被害が発生した場合において、初期の応急対策が迅速に講じられる人数を配備するものとする。

4 警戒本部が設置された場合、警戒課配備職員以外の職員は自宅待機とする。

(庶務)

第7条 警戒本部の庶務は総務課において処理する。

(解散)

第8条 警戒本部は次の場合に解散する。

- (1) 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年告示第4号）

この告示は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月3日告示第102号）

この告示は、告示の日から適用する。

別表（第4条関係）那須町災害警戒本部本部員

本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	総務課長
〃	建設課長
〃	農林振興課長
〃	上下水道課長
〃	保健福祉課長
〃	学校教育課長